

内閣サイバーセキュリティセンターに企画官等を置く規則

平成 28 年 4 月 1 日
内閣総理大臣決定
平成 28 年 10 月 21 日一部改正

(企画官)

第一条 内閣サイバーセキュリティセンター（以下「センター」という。）に、併任の者を除き、企画官一人を置く。

2 企画官は、命を受けて、センターの事務のうち、特定事項の企画及び立案に関する事務に従事する。

(サイバーセキュリティ監査官)

第二条 センターに、サイバーセキュリティ監査官六人を置く。

2 サイバーセキュリティ監査官は、命を受けて、センターの事務のうち、国の行政機関、独立行政法人及び指定法人（サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 13 条に規定する指定法人をいう。）におけるサイバーセキュリティの確保に関し必要な監査に関する事務に従事する。

附 則

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 内閣サイバーセキュリティセンター組織規則（平成 27 年 1 月 8 日内閣総理大臣決定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 28 年 10 月 21 日から施行する。